様式第十一（第十七条関係）

登　録　事　項　変　更　届　出　書

収　　入 印　　紙 （消印しないこと）

資　格

技術士

技術士補

住　所

登　録　年　月　日

登　録　番　号

（ふりがな）

氏　　名

年　　月　　日生

技術士法第32条 第１項 / 第２項 の登録事項に下記のとおり変更がありましたから、同法第35条第１項の規定により届け出ます。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	登録証の訂正	備　　考
				有 無	

年　　月　　日

文部科学大臣

指定登録機関代表者　　殿

氏　　名

備考１　登録証の訂正を受けない場合には、収入印紙は、はらないこと。

２　指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により登録手数料を納付し、収入印紙は、はらないこと。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。